

# 特定非営利活動法人 子どもとメディア

## 定 款

(名 称)

第1条 本会は、特定非営利活動法人 子どもとメディア と称します。

(事 務 所)

第2条 本会は、主たる事務所を福岡市中央区に置きます。

(目 的)

第3条 本会は、子どもとメディアに関わる調査・研究及び実践を通して、子どもとメディアのよりよい関係を創り出すことを目的とします。

(特定非営利活動の種類)

第4条 本会は、特定非営利活動促進法別表の、次の活動を行います。

- ①子どもの健全育成を図る活動
- ②社会教育の推進を図る活動
- ③学術、文化、芸術またはスポーツの推進を図る活動
- ④まちづくりの推進を図る活動
- ⑤情報化社会の発展を図る活動

(事 業)

第5条 本会は、第3条の目的を達成するため、次に掲げる特定非営利活動に係る事業を行います。

- ①子どもとメディアに関する調査・研究
- ②メディア・リテラシーに関する教材・カリキュラムの開発
- ③子どもとメディアに関するシンポジウム、講演、出版などの啓発活動
- ④子どもとメディアに関する情報提供及び地域活動サポート・交流
- ⑤子どもとメディアに関する政策提言

(会 員)

第6条 本会の会員は、次の3種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」といいます。）上の社員とします。

- ①正会員 本会の目的に賛同し、その事業を遂行する目的をもって入会する個人
- ②研究・協力会員 本会の目的に賛同し、調査・研究に協力する個人・団体、および実践活動を推進する個人・団体
- ③支援会員 本会の事業を支援することを目的として、入会する個人及び団体。

(入 会 等)

第7条 1. 会員になろうとする人は、入会届を常務理事会に提出することによって入会できます。  
2. 会員は退会届を常務理事会に提出することにより、任意に退会することができます。

(会 費)

第8条 1. 会員は、理事会において別に定める年会費を納入するものとします。  
2. 既納の会費及びその他の拠出金品は、返還しないものとします。  
3. 会員継続の意思確認を伴う請求にも関わらず、2年間以上会費を未納入の会員について

ては退会とします。

(役員)

第9条 1. 本会には、次の役員を置きます。

①理事（25名以内）

①監事（2名以内）

2. 理事のうち3名以内を代表理事、1名を専務理事、7名以内を常務理事とします。

(役員を選任)

第10条 1. 役員は、総会において正会員の中から選出します。

2. 代表理事・専務理事・常務理事は、理事の互選により選出します。

(代表理事)

第11条 代表理事は本会を代表します。

(専務理事)

第12条 専務理事は、理事会の議決にもとづき本会の常務を統括します。

(常務理事)

第13条 常務理事は、理事会の議決にもとづき本会の常務（担当する部分に限る）を執行します。

(理事)

第14条 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行します。

(監事)

第15条 監事は、特定非営利活動促進法第18条に掲げる職務を行います。

(役員任期)

第16条 1. 役員任期は2年とします。ただし再任は妨げません。

2. 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を延長する。

3. 補欠のため、または増員により就任した役員任期は、それぞれの前任者または現任者の任期の残存期間とします。

4. 役員は、辞任または任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければなりません。

(顧問)

第17条 1. 本会に顧問を置きます。

2. 顧問は、常務理事会の推薦により代表理事が委嘱します。

(総会)

第18条 1. 総会は正会員をもって構成します。

2. 総会は、年1回事業年度終了後3ヶ月以内に開催します。

3. 代表理事もしくは監事がその必要を認めた場合には、臨時総会を開催することができます。

4. 総会の招集通知は開催日の2週間前までに書面又は電子メールをもって通知しなければなりません。

5. 正会員の三分二を総会の定足数とし、委任状を含む出席者が定足数を満たした場合

に成立とします。

6. 委任状は書面又は電子メールによって事務局に提出されるものとします。

(総会の招集)

第19条 総会は前条第3項の場合(監事が必要を認めた場合に限る)を除き代表理事が招集します。

(総会付議事項)

第20条 総会には、次の事項を付議します

- ①前年度の事業報告及び決算報告
- ②年度の事業計画及び予算
- ③役員を選任
- ④定款の変更
- ⑤その他の重要な事項。

(理事会)

第21条 理事会は理事をもって構成します。

第22条 理事会には、次の事項を付議します。

- ①総会の議決した事項の執行に関する事項
- ②常務理事会、事務局の運営及び業務の執行に関する報告の承認
- ③その他、総会の議決を要しない本会の運営及び業務の執行に関する事項

(常務理事会)

第23条 常務理事会は、理事によって互選された代表理事・専務理事・常務理事をもって構成します。

第24条 常務理事会は、本会の日常的な運営及び業務の執行にあたります。

(議決)

第25条 会議の議決は出席者の過半数をもって決めます。ただし、可否同数のときは、議長の決するところによります。

(資産)

第26条 本会の資産は、次に掲げるものをもって構成します。

- ①設立当初の財産目録に記載された資産
- ②会費
- ③寄付金
- ④事業に伴う収益
- ⑤その他の収益

(事業年度)

第27条 本会の事業年度は、毎年4月1日より翌年3月31日までとします。

(会計の原則)

第28条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(定款の変更)

第29条 この法人がこの定款を変更しようとするときは、総会において委任状を含む出席した正会員の過半数の議決を経、かつ法第25条第3項に規定する事項を変更する場合、所轄庁の認証を受けなければ変更することができません。

(解 散)

第30条 本会の解散方法については、特定非営利活動促進法第31条に従うものとします。

(公告の方法)

第31条 本会の公告は、会の掲示板に掲示するとともに官報に掲載して行います。 但し、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、本会のホームページに掲載して行うこととします

附 則

1. この定款は、この法人の成立の日から施行します。
2. この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とします。

代表理事	清川 輝基
同	山田 真理子
同	井上 豊久
専務理事	大谷 順子
常務理事	興津 武男
同	佐谷 恵津子
同	佐藤 和夫
同	高山 静子
同	高宮 由美子
同	三宅 玲子
同	宮本 智子
理 事	渕上 繼雄
同	中山 憲康
同	中武 多恵
同	原 陽 一郎
同	白石 潔
同	荘田 朋子
同	小口 純子
同	田中 美紀
同	古賀 数博
監 事	青木 茂人
同	古川 澄子

3. この法人の設立当初の役員の任期は第16条の規定にかかわらず、成立の日から2005年6月30日までとします。
4. この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は第20条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとします。

5. この法人の設立当初の事業年度は第27条の規定にかかわらず、成立の日から2004年3月31日までとします。
6. この法人の設立当初の事務所は、次の住所とします。  
主たる事務所 福岡市中央区赤坂1丁目2番7号 みずほビル706号室
7. 本会の設立当初の年会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とします。
  - (1) 正会員 10,000円
  - (2) 研究・協力会員 5,000円
  - (3) 支援会員 個人 3,000円  
団体 10,000円

附 則

1. この定款は、平成26年6月20日の通常総会で一部改正され平成26年10月10日から施行します。
1. この定款は、平成30年6月16日の通常総会で一部改正され平成30年10月1日から施行します。